

川越市都市公園運動施設利用登録案内（公園整備課所管施設）

1. 貸出施設について

(1) 有料運動施設

- ・初雁公園野球場、城下公園テニスコート、芳野台南公園テニスコート、御伊勢塚公園テニスコート

※使用料については、「3. 使用料」を参照してください。

※詳細については、「別紙1 運動施設一覧表」を参照してください。

(2) 無料運動施設

- ・市民グラウンド、芳野台グラウンド、入間大橋緑地、寺山緑地、雁見緑地、安比奈親水公園、的場緑地、笠幡公園、霞ヶ関東緑地、上戸緑地、御伊勢塚公園、上江橋緑地、高階運動広場、南部地域公共広場、高階南公共広場、八瀬大橋緑地、大東グラウンド、平塚緑地、スポーツパーク福原、かほく運動公園

※利用できる方は、グラウンドについては、代表者が市内在住・在勤・在学の団体に限ります。テニスコートについては、市内在住・在勤・在学の方に限ります。

※詳細については、「別紙1 運動施設一覧表」を参照してください。

2. 利用登録について

(1) 登録の種類及び必要書類

① 有料・無料テニスコート

- ・登録区分：個人登録
- ・登録資格：小学生以上の方

※無料テニスコートについては、市内在住・在勤・在学の方のみ利用可。

- ・必要書類：ア. 公的機関が発行した本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）※学生の場合は、学生証も可。

イ. 市内に勤務又は通学していることが確認できる書類（川越市以外に在住で市内在勤・在学の場合）

ウ. 保護者の同意が確認できる書類として保護者の本人確認書類（未成年者の場合）

② 有料・無料テニスコート以外の運動施設

- ・登録区分：団体登録
- ・登録資格：代表者が18歳以上で、代表者を含め5人以上で構成されている団体（営利団体は除く）

- ・必要書類：ア. 代表者に関する公的機関が発行した本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）※学生の場合は、学生証も可。

イ. 団体名簿

ウ. 代表者が市内に勤務又は通学していることが確認できる書類（代表者が川越市以外に在住で市内在勤・在学の場合）

※注意事項

- ・同一の個人、団体が複数の登録をすることはできません。
- ・同一の個人、同一の団体による複数の申請等、不正な手段による申請と認められる場合は、利用登録を拒否、登録を抹消することがあります。

(2)登録方法

①インターネット登録

- ・川越市公共施設予約システムの利用登録画面から登録を行ってください。
- ・登録手続き完了後、申請時に入力されたメールアドレス宛てに、利用者ＩＤ（登録番号）及びパスワードが記載された利用登録通知書がメール送付されます。（新システムでは、利用登録カードは発行されませんので、利用登録通知書は大切に保管してください。）

②窓口登録

- ・公園管理事務所に利用登録申請書及び必要書類の写しを提出してください。
※なお、新システムでは、申請書提出時にその場での登録手続きは行ないません。後日、登録手続きが完了後、申請書記載のメールアドレス宛てに、利用者ＩＤ（登録番号）及びパスワードが記載された利用登録通知書がメール送付されます。（新システムでは、利用登録カードは発行されませんので、利用登録通知書は大切に保管してください。）
- ・なお、申請書類の受領に限り、下記窓口で対応します。（登録手続きは公園管理事務所が行います。）

上戸緑地管理詰所、古谷公民館、高階市民センター、大東公民館、名細市民センター、山田市民センター、福原市民センター、霞ヶ関北公民館、ピコア

3. 使用料について

(1)初雁公園野球場

			午前	午後	1日	夜間
			午前9時から 正午	午後1時から 午後4時30分	午前9時から 午後4時30分	午後5時から 午後9時まで (2時間につき)
使用料	市内 居住者	一般	3,000円	3,500円	7,500円	2,000円
		児童・生徒	1,500円	1,750円	3,750円	1,000円
	市外居住者		6,000円	7,000円	15,000円	4,000円
備考			1. 入場料等を徴収して利用する場合は、それぞれの使用料の10倍の額になります。 2. 入場料等の徴収の有無にかかわらず、野球以外の目的で利用する場合は、それぞれの使用料の30倍の額になります。 3. 坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町及び鳩山町の区域内に住所を有する場合、又は当該区域内に在学し、若しくは在勤する場合の使用料は、市内居住者の区分による使用料と同額になります。			

附帯設備使用料	放送設備	700円	800円	1,700円	500円
	スコアボード	700円	800円	1,700円	500円
	夜間照明 (1時間につき)	全点灯		7,000円	
		3分の2点灯		5,000円	
2分の1点灯		4,000円			
超過使用料		1時間につきそれぞれ午前又は午後の使用料の 2分の1の額とする。			
備考		市外居住者が利用する場合は、それぞれの使用料の倍額になります。 ただし、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町及び鳩山町の区域内に住所を有する場合、又は当該区域内に在学し、若しくは在勤する場合の使用料は、規定の額になります。			

(2) テニスコート(1面2時間につき)

対象施設	利用者の区分		使用料
城下公園テニスコート 芳野台南公園テニスコート 御伊勢塚公園テニスコート	市内居住者	一 般	400円
	(坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町及び鳩山町に住所を有する者、もしくは在勤、在学者含む)	児童・生徒 (小学生、中学生、高校生)	200円
	市外居住者		800円

4. 問い合わせ先

川越市公園管理事務所

所在地 川越市郭町2-13-1

電 話 049-222-1301